

特定非営利活動法人ねこの古都なら 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ねこの古都ならという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県大和高田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、野良猫や行き場のなくなった猫に対する保護活動事業を通じて、猫に関わる様々な人々や機関と連携しながら猫にとっての過酷な状況を排除し、猫と人とが共生できる豊かな地域づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 飼い主のいない猫の保護・治療・譲渡・福祉に関わる事業
- ② 飼い主のいない猫と人が共生できるよう配慮した地域猫対策事業
- ③ 猫の不妊去勢手術の推進事業
- ④ 動物飼育に関する相談・助言
- ⑤ 動物愛護精神の啓発活動事業
- ⑥ 動物の保全に配慮した商品開発、販売システム啓発及び提言事業
- ⑦ その他この法人の目的達成の為に必要な事業

(2) その他の事業

- ① ペットシッター・ペットホテル業
- ② 飲食・物品販売事業
- ③ 行き場のない猫の譲渡代行業

- ④ フードの配達・動物病院への運搬事業
- ⑤ ペット用品のレンタル業やリース業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) サポーター会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄

庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法もしくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 資産管理の方法に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事

録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録を作成した者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、法人のホームページに掲載しておこなう。ただし、貸借対照表の公告は法人のホームページによって行い、特定非営利活動促進法に公告の方法を官報と規定された事項については官報に掲載して行う。

第 10 章 捐出金品の不返還

(捐出金品の不返還)

第 54 条 既納の会費及びその他の捐出金品は、返還しない。

第 11 章 雜則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 土井 友加利

副理事長 尾崎 七重

同 中平 あずさ

監事 中川 登茂子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員会費 0 円
- (2) サポーター会員会費 3 千円（1 年間分）

役員名簿

特定非営利活動法人 ねこの古都なら

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	どい ゆかり 土井 友加利		
理事	おざき ななえ 尾崎 七重		
理事	なかひら あずさ 中平 あずさ		
監事	なかがわ ともこ 中川 登茂子		

設立趣旨書

1 趣 旨

私たちは、「猫の殺処分ゼロ」をスローガンに、大和高田市を主な拠点として 10 年以上保護猫活動を行ってきた。具体的には、大和高田市役所に持ち込まれた猫を引き取り毎月開催する譲渡会で里親を探す活動や、地域住民に可愛がられている地域猫に避妊・去勢手術をする活動（TNR 活動）などを行い、人と猫とが共に豊かに暮らせる地域づくりを目指してきた。

そして、私たちが活動を続ける中で、猫の無理な多頭飼いや極端な餌付けのような現象が地域から孤立した住民や孤独な独居高齢者によって引き起こされていることが少なくなっていることがわかつってきた。これは、もはや猫だけの問題ではなく、地域全体の課題であり、根深い問題である。

そこで、私たちは、これまでと同様に猫の保護活動を通して猫にとっての過酷な状況を排除することを目指しつつ、自治体、行政機関及び自治会等とも連携しながら、上記のような課題解決を図る活動を行うため、特定非営利活動法人ねこの古都ならを設立することとした。

2 申請に至るまでの経過

平成 25 年 4 月	任意団体「高田地域猫ネットワーク」設立 大和高田市を中心に野良猫の保護活動を開始
平成 30 年 6 月	猫の里親探し、譲渡会を開始（毎月第 2 土曜日に開催）
令和 4 年 4 月	大和高田市と連携してクラウドファンディング実施 (159 名約 150 万円の支援をいただく)
令和 5 年 1 月	特定非営利活動法人ねこの古都なら設立に向けた検討開始
令和 5 年 6 月	特定非営利活動法人ねこの古都なら設立のための発起人会開催
令和 5 年 11 月	特定非営利活動法人ねこの古都なら設立総会開催

令和 5 年 11 月 3 日

特定非営利活動法人ねこの古都なら

設立代表者 土井 友加利

令和6年度 事業計画書

成立の日 から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 ねこの古都なら

1 事業実施の方針

令和6年度は、飼い主のいない猫の保護・治療・譲渡・福祉に関わる事業（TNR事業）及び飼い主のいない猫と人が共生できるよう配慮した地域猫対策事業を中心に行う。とくに、自治体との連携を密にしながら活動を進め、自治体との信頼関係を構築することにも注力する。また、奈良県内でも計画なき多頭飼い事案が増加していることから、猫の不妊去勢手術の推進事業も並行的に進め、猫の飼育の総合的な悩みの相談を受けられる体制づくりを進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
飼い主のいない猫の保護・治療・譲渡・福祉に関わる事業	地域の野良猫の情報を受けて捕獲、けが等している場合は動物病院にて治療・投薬を行う。	通年	大和高田市内	8人	不特定多数	3,060
飼い主のいない猫と人が共生できるよう配慮した地域猫対策事業	野良猫が地域住民と共に快適安全に過ごしていくため、捕獲した後に不妊治療を行い、地域に戻す活動を行う。あわせて、地域住民の理解を得るために対話や説明を丁寧に行う。	通年	大和高田市内	8人	不特定多数	260
猫の不妊去勢手術の推進事業	野良猫や計画なき多頭飼い主に対して、猫の不妊去勢手術を案内、サポートを行う。	通年	大和高田市内	8人	不特定多数	21
動物飼育に関する相談・助言	猫の飼育に悩んでいる人の相談に対して助言し、適切な関係機関に繋いでいく。	随時	大和高田市内	3人	不特定多数	0
動物愛護精神の啓発活動事業	動物愛護に関する情報発信をSNS等を通して行う。	通年	法人事務所	3人	不特定多数	0

動物の保全に配慮した商品開発、販売システム啓発及び提言事業	猫や環境にやさしいフードや首輪などの商品を開発・販売する。ただし、本年度は実施しない。	事業実施せず				
その他この法人の目的達成の為に必要な事業		事業実施せず				

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定期数	支出見込額(千円)
ペットシッター・ペットホテル業	猫の飼い主の不在時に飼い猫を預かる事業を行う。ただし、本年度は実施しない。	事業実施せず			
飲食・物品販売事業	猫の譲渡会等での飲食販売や雑貨販売を行う。ただし、本年度は実施しない。	事業実施せず			
行き場のない猫の譲渡代行業	猫の飼育の継続ができなくなつた飼い主に代わって新たな飼い主を探し、譲渡の代行を行う。ただし、本年度は実施しない。	事業実施せず			
フードの配達・動物病院への運搬事業	猫の飼い主に代わって、フードの配達や猫を動物病院に連れて行くことを行う。ただし、本年度は実施しない。	事業実施せず			
ペット用品のレンタル業やリース業	ペット用品の貸出し、リースを行う。ただし、本年度は実施しない。	事業実施せず			

令和7年度 事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 ねこの古都なら

1 事業実施の方針

令和7年度は、令和6年度に主として行なってきた飼い主のいない猫の保護・治療・譲渡・福祉に関わる事業（T N R事業）及び飼い主のいない猫と人が共生できるよう配慮した地域猫対策事業を柱にしつつ、地域活動にも力を入れていく計画である。また、地域で孤立化した住民や周囲からの疎外感を感じている住民が野良猫の餌付けを行い、過度に繁殖をさせてしまっている事案や無理な多頭飼育を発生させている事案も少なくないため、地域の民生委員等とも連携しながら、丁寧に地域と関わっていく活動も始めていく。あわせて、法人事務所隣の古民家を利用して、飼い猫を預かる事業を少しづつ開始する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
飼い主のいない猫の保護・治療・譲渡・福祉に関わる事業	地域の野良猫の情報を受けて捕獲、けが等している場合は動物病院にて治療・投薬を行う。	通年	大和高田市内	8人	不特定多数	3,210
飼い主のいない猫と人が共生できるよう配慮した地域猫対策事業	野良猫が地域住民と共に快適安全に過ごしていくため、捕獲した後に不妊治療を行い、地域に戻す活動を行う。あわせて、地域住民の理解を得るために対話や説明を丁寧に行う。	通年	大和高田市内	8人	不特定多数	426
猫の不妊去勢手術の推進事業	野良猫や計画なき多頭飼い主に対して、猫の不妊去勢手術を案内、サポートを行う。	通年	大和高田市内	8人	不特定多数	25
動物飼育に関する相談・助言	猫の飼育に悩んでいる人の相談に対して助言し、適切な関係機関に繋いでいく。	随時	大和高田市内	3人	不特定多数	0
動物愛護精神の啓発活動事業	動物愛護に関する情報発信をSNS等を通して行う。	通年	法人事務所	3人	不特定多数	0

動物の保全に配慮した商品開発、販売システム啓発及び提言事業	猫や環境にやさしいフードや首輪などの商品を開発・販売する。ただし、本年度は実施しない。	事業実施せず				
その他この法人の目的達成の為に必要な事業		事業実施せず				

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期	実施予定場所	従事者の予定期人数	支出見込額(千円)
ペットシッター・ペットホテル業	猫の飼い主の不在時に飼い猫を預かる事業を行う。	随時	法人事務所	3人	72
飲食・物品販売事業	猫の譲渡会等での飲食販売や雑貨販売を行う。ただし、本年度は実施しない。	事業実施せず			
行き場のない猫の譲渡代行業	猫の飼育の継続ができなくなつた飼い主に代わって新たな飼い主を探し、譲渡の代行を行う。ただし、本年度は実施しない。	事業実施せず			
フードの配達・動物病院への運搬事業	猫の飼い主に代わって、フードの配達や猫を動物病院に連れて行くことを行う。ただし、本年度は実施しない。	事業実施せず			
ペット用品のレンタル業やリース業	ペット用品の貸出し、リースを行う。ただし、本年度は実施しない。	事業実施せず			

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 ねこの古都なら
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		0
サポーター会員受取会費	90,000		0
.....	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,720,000		1,720,000
施設等受入評価益	0		0
.....	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		500,000
.....	0		0
4 事業収益			
飼い主のいない猫の保護・治療・譲渡・福祉に関わる事業	1,440,000		1,440,000
飼い主のいない猫と人が共生できるよう配慮した地域猫対策事業	0		0
猫の不妊去勢手術の推進事業	0		0
動物飼育に関する相談・助言	0		0
動物愛護精神の啓発活動事業	0		0
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
.....	0		0
経常収益計	3,750,000	0	3,750,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)	人件費		
	給料手当	360,000	360,000
	法定福利費	0	0
	退職給付費用	0	0
	福利厚生費	0	0
	0	0
	人件費計	360,000	360,000
(2)	その他経費		
	水道光熱費	360,000	360,000
	消耗品(フード等)	600,000	600,000
	医療費(動物病院費用等)	1,800,000	1,800,000
	会議費	5,000	5,000
	旅費交通費	36,000	36,000
	車両費	120,000	120,000
	雑費	60,000	60,000
	0	0
	その他経費計	2,981,000	2,981,000
事業費計	3,341,000	0	3,341,000
2 管理費			
(1)	人件費		
	役員報酬	0	0
	給料手当	360,000	360,000
	法定福利費	0	0
	退職給付費用	0	0
	福利厚生費	0	0
	0	0
	人件費計	360,000	360,000
(2)	その他経費		
	会議費	6,000	6,000
	旅費交通費	12,000	12,000
	0	0
	その他経費計	18,000	18,000
管理費計	378,000		378,000
経常費用計	3,719,000	0	3,719,000
当期経常増減額	31,000	0	31,000

III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
.....			0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
.....			0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	31,000	0	31,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			31,000

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 ねこの古都なら
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費	0		0
サポーター会員受取会費	150,000		0
.....	0		0
2 受取寄附金			0
受取寄附金	2,300,000		2,300,000
施設等受入評価益	0		0
.....	0		0
3 受取助成金等			0
受取民間助成金	500,000		500,000
.....	0		0
4 事業収益			0
飼い主のいない猫の保護・治療・譲渡・福祉に関する事業	1,680,000		1,680,000
飼い主のいない猫と人が共生できるよう配慮した地域猫対策事業	0		0
猫の不妊去勢手術の推進事業	0		0
動物飼育に関する相談・助言	0		0
動物愛護精神の啓発活動事業	0		0
ペットシッター・ペットホテル業	240,000		240,000
5 その他収益			0
受取利息	0		0
雑収益	0		0
.....	0		0
経常収益計	4,630,000	240,000	4,870,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	360,000		360,000
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
.....	0		0
(2) 人件費計	360,000	0	360,000
その他経費			
水道光熱費	360,000	60,000	420,000
消耗品(フード等)	720,000		720,000
医療費(動物病院費用等)	2,000,000		2,000,000
会議費	5,000		5,000
旅費交通費	36,000		36,000
車両費	120,000		120,000
雑費	60,000	12,000	72,000
.....	0		0
その他経費計	3,301,000	72,000	3,373,000
事業費計	3,661,000	72,000	3,733,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	360,000		360,000
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
.....	0		0
(2) 人件費計	360,000		360,000
その他経費			
会議費	6,000		6,000
旅費交通費	12,000		12,000
.....	0		0
その他経費計	18,000		18,000
管理費計	378,000		378,000
経常費用計	4,039,000	72,000	4,111,000
当期経常増減額	591,000	168,000	759,000

III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
.....			0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
.....			0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	168,000	▲ 168,000	0
当期正味財産増減額	759,000	0	759,000
前期繰越正味財産額			31,000
次期繰越正味財産額			790,000